

建築工事監理業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名 横須賀市新市立病院建設工事監理業務委託

2. 対象施設の概要

(1) 施設名称 横須賀市新市立病院

(2) 敷地の場所 横須賀市神明町1番8

(3) 施設用途 総合病院等

平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第十号第2類

(4) 建築概要 ① 病院本棟

階数 地上7階、塔屋1階 構造 鉄骨造(免震構造)

建築面積 7,717.04 m² 延べ面積 38,083.28 m²

② リニアック棟

階数 地上1階 構造 鉄筋コンクリート造

建築面積 228.25 m² 延べ面積 228.25 m²

③ 受水槽ポンプ棟

階数 地上1階 構造 鉄筋コンクリート造

建築面積 44.52 m² 延べ面積 44.52 m²

④ 車椅子駐車場

階数 地上1階 構造 アルミニウム合金造

建築面積 34.71 m² 延べ面積 43.88 m²

⑤ 廃棄物保管庫

階数 地上1階 構造 鉄筋コンクリート造

一部鉄骨造

建築面積 9.72 m² 延べ面積 9.72 m²

(5) 工期 令和3年3月31日から令和6年11月14日

(実施設計業務期間を含む。建設工事着手は令和5年1月を予定。)

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書（横須賀市健康部制定）」（以下「共通仕様書」という。）による。

1. 現場代理人等の資格要件

業務の実施にあたっては、下記の資格要件を有する現場代理人、担当技術者、コンストラクション・マネジャー（以下「現場代理人等」という。）を適切に配置した体制とする。

(1) 現場代理人

現場代理人については、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とし、受注者に所属する者とする。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士（取得後 5 年以上の者）
- ② 現場代理人は、建築（意匠）に限り担当主任技術者と兼務してもよいものとする。

(2) 担当技術者

担当技術者については、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。また、担当技術者の中から、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の各部門の責任者として、担当主任技術者を 1 名ずつ選定し配置する。

ただし、建築（意匠）担当主任技術者と建築（構造）担当主任技術者は兼務してもよいものとする。

- ① 工事の各部門に応じた公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは、監督員がそれと同等の能力があると認めた者であること。
- ② 受注者は、各業務分野の担当技術者氏名、資格及び勤務先並びに担当業務を記載した届出書を提出し、監督員の確認を受けるものとする。

(3) コンストラクション・マネジャー

コンストラクション・マネジャーについては、日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験を合格した者とする。

2. 工事監理業務の内容

工事監理業務の内容は、共通仕様書「第 2 章 工事監理業務の内容」に規定した項目のほか、以下による。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、監督員の指示による。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議する

ものとする。

(1) 横須賀市新市立病院建設工事への助言

横須賀市新市立病院建設工事の受託者が行う実施設計に対し、以下の業務を行う。

ア. 実施設計内容のモニタリング

- 1) 横須賀市新市立病院建設工事の受託者が意匠一般図を作成した時点（令和3年8月を想定）、構造図を作成した時点（令和3年10月を想定）、電気設備図を作成した時点（令和4年2月を想定）及び機械設備図を作成した時点（令和4年2月を想定）において、設計内容、その他発注者の要求条件などが実施設計に反映されているかどうかを確認し、その結果を監督員に報告する。
- 2) 横須賀市新市立病院開院支援業務の受託者より示される新病院に設置する医療機器及び什器備品の諸元と実施設計における建築設備の取り合いの整合性を検証し、その結果を監督員に報告する。
- 3) 横須賀市新市立病院開院支援業務の受託者より示される新病院に設置する大型医療機器類の搬入方式を検証し、その結果を監督員に報告する。
- 4) 横須賀市新市立病院開院支援業務の受託者より示される新病院に設置する検査機械機器類の付帯設備について検証し、その結果を監督員に報告する。
- 5) 上記の確認の限度内で、設計内容に関して、コスト・品質等の観点から疑義が生じた場合は、横須賀市新市立病院建設工事の受託者に疑義があることを伝えるとともに、その旨を監督員に報告する。
- 6) 横須賀市新市立病院建設工事総合評価一般競争入札において、横須賀市新市立病院建設工事の受託者から提案された技術提案が実施設計に反映されているか、随時、モニタリングを行い、疑義が生じた場合は、横須賀市新市立病院建設工事の受託者に疑義があることを伝えるとともに、その旨を監督員に報告する。

イ. コストのモニタリング

実施設計における積算完了（令和4年7月を想定）以降、工事期間を通じて建設工事費に影響を与えると思われる設計変更提案等について、随時コストのモニタリングを行う。また、工事費が増加する要因が認められた場合、受注者はバリューエンジニアリング提案を行い、コストの縮減に努めること。

(2) 工事監理に関する業務

建設工事の着手に合わせ、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理として、以下の業務を行う。

ア. 施工図等を設計図書に照らして検討する業務

1) 施工図等の検討

検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

施工図の検討をより効果的に行うため、施工図作成の基礎となる総合図に

ついて作成した場合には、総合図の検討を行うこととする。

2) 工事材料及び設備機器等の検討

- ① 材料及び仕上げ見本等の検討
- ② 設備機器の仕様・見本等の検討

イ. 工事と設計図書との照合及び確認

1) 工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認

確認については、試験、目視、計測の各行為を現場に立会い、又は請負者等が行った試験、目視、計測の結果を帰した書面の確認のいずれかの方法で行うこととする。また、設計変更等が必要な場合は監督員と協議し行うこととする。

2) 工事の検査の立会い

- ① 製品工場検査の立会い
- ② 関係機関の検査の立会い

ウ. 工事監理業務における工事監理報告及び完了手続き

- 1) 対象工事の目的物の引渡しの確認
- 2) 工事監理報告書等の提出

工事監理報告書、工事出来高、進捗概要図、監理業務日誌等の様式は別紙（参考）による

エ. その他業務の内容と範囲

定例会議の運営・議事進行等（月2回程度）

(3) 工事の契約及び指導監督に関する業務

ア. 施工計画を確認又は検討する業務

- 1) 実施工程表を検討する業務
- 2) 施工計画書を確認する業務
- 3) 品質計画を検討する業務

イ. 関連工事の調整に関する業務

ウ. 施工計画等の特別の検討・助言に関する業務

エ. 対象工事の変更請負契約に協力する業務

オ. 完成図の確認に関する業務

3. 業務の実施

(1) 適用基準等

本業務実施にあたって、以下に示す基準類を適用すること。

適用基準類は設計時点における最新版を用いるものとし、その後、改定された場合、改定内容への対応について監督員と協議を行うこととする。

ア. 建築

- 1) 官庁施設の基本的性能基準（令和2年3月31日 国営整第165号、国営設第190号）
- 2) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日 国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）
- 3) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成18年3月31日 国営整第157号、国営設第163号）
- 4) 建築設計基準（令和元年6月17日 国営整第24号）
- 5) 建築工事標準詳細図（平成30年3月31日 国営整第304号）
- 6) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和2年6月9日 国営建技第2号）
- 7) 建築構造設計基準（平成30年4月25日 国営整第25号）
- 8) 構内舗装・排水設計基準（平成27年3月31日 国営整第297号）

イ. 電気設備

- 1) 官庁施設の基本的性能基準（令和2年3月31日 国営整第165号、国営設第190号）
- 2) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日 国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）
- 3) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成18年3月31日 国営整第157号、国営設第163号）
- 4) 建築設備計画基準（平成30年3月19日 国営設第133号）
- 5) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和2年6月19日 国営設第27号）
- 6) 建築設備設計基準（平成30年3月19日 国営設第134号）
- 7) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成31年3月20日 国営設第188号）

ウ. 機械設備

- 1) 官庁施設の基本的性能基準（令和2年3月31日 国営整第165号、国営設第190号）
- 2) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日 国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）
- 3) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成18年3月31日 国営整第157号、国営設第163号）
- 4) 建築設備計画基準（平成30年3月19日 国営設第133号）
- 5) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和2年6月19日 国営設第27号）
- 6) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成31年3月20日 国営設

第 188 号)

エ. 共通

対象工事の設計図書

(2) 打合せ及び記録

ア. 監督員と受注者との打合せについては、次の時期に行う。

- 1) 業務着手時
- 2) 監督員又は現場代理人が必要と認めたとき

イ. 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、請負者等と定期的かつ密接に連絡を取り、施工状況について把握しなければならない。

(3) 業務計画書

ア. 受託者は、契約後 14 日以内に次の内容を記載した業務計画書を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。

- 1) 業務一般事項
- 2) 業務工程計画
- 3) 業務体制
- 4) 業務方針
- 5) 現場代理人等の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験、同種又は類似の実績、手持業務の状況
- 6) 協力事務所の名称、代表者、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合）

上記事項のうち業務工程計画については、工事の受注者等と十分な打ち合わせを行った上で内容を定めなければならない。また、業務方針の内容については、事前に監督員の承諾を受けなければならない。

イ. 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえでその都度監督員に変更業務計画書を提出し、承諾を受けなければならない。

ウ. 監督員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(4) 資料の貸与及び返却

横須賀市新市立病院建設工事の進捗状況に応じて、工事の設計図書を貸与する。

(5) 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し監督員に提出し、検査に立会う。